

セーフティバスは、さらなる安全を目指しています。

—セーフティバスマークの貸切バス会社をご利用ください—

「SAFETY BUS」(セーフティバス)マークとは、貸切バスをご利用のお客様が安心して貸切バス会社を選択できるよう、安全確保に向けた取組状況が優良なバス会社であることを示すものです。



このステッカーが貼ってあるバス車両は、運転者の安全教育・適性診断・健康管理、車両点検整備の実施など高いレベルでの安全確保への取組みをしています。旅行会社の募集型企画旅行や貸切バス会社をお選びいただく際の基準としてご活用ください。

平成26年
9月19日現在の
認定事業者

認定事業者数

636社

(うち、ニツ星 327社)

認定事業者の車両数 18,050両

※認定は事業者単位

制度と最新の認定事業者の概要は、
日本バス協会ホームページをご覧ください。
<http://www.bus.or.jp>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9F
TEL.03-3216-4011 FAX.03-3216-4016

貸切バス事業者安全性評価認定委員会



公益社団法人 日本バス協会

貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定事業者の公表

◆貸切バス事業者安全性評価認定制度とは

- 貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施しています。
- 日本バス協会及び国土交通省のホームページ上で閲覧可能。【平成23年8月運用開始】
- 認定又は認定取消しの都度更新
- 本制度は安全性に対する取組状況等を評価・認定する制度であり、事故が発生しないことを保証するものではありませんので予めご了承ください。

◆評価認定の方法

以下の項目について、日本バス協会において書面及び訪問審査を行い、学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」において評価認定。

ア) 安全性に対する取組状況 (配点60点)

- (例) ◇ 法令順守事項について適切に取組まれているか
(全てクリアすることが必要。クリアしないものは申請却下)
- ◇ 法令順守事項よりも高いレベルでの取組を行っているか
- ・ 記録機能を有するシステム化されたアルコールチェッカーを使用して厳正な点呼を行っているか
 - ・ デジタル式運行記録計を活用しているか
 - ・ ドライブレコーダーを導入して教育・指導を行っているか
 - ・ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)や脳検診等を実施している等



イ) 事故及び行政処分の状況 (配点20点)

- (例) ・ 過去2年間に有責の死傷事故が発生していないか
・ 行政処分による累積点数は配点から差し引き等

ウ) 運輸安全マネジメントの取組状況 (配点20点)

- (例) ・ 輸送の安全確保の責任体制
・ 安全方針の策定と全従業員への周知徹底
・ 安全に対する会社を挙げての取組み
・ ナスバ等の運輸安全マネジメント認定セミナーを活用しているか等



今後さらなる安全性を

キャリアアップ

- 訪問審査による現地確認
- 有効期間は二年間の更新制



最初は「一つ星」でスタート
60点以上 安全確保への取組みが
優秀な貸切バス事業者



「一つ星」から「二つ星」へアップ
80点以上 高いレベルでの安全確保への
取組みを継続



「二つ星」から「三つ星」へアップ
80点以上
高いレベルでの安全確保への
取組みをさらに持続



初申請は、合計点数が60点以上で「一つ星」
更新1回は60~79点で「一つ星」、80点以上で「二つ星」
更新2回は更新1回以降、継続して80点以上は「三つ星」